



後期高齢者医療制度

4月支給の年金から保険料の納付が始まります

保険料の納め方には、年金から天引きで納める方法（特別徴収）と、納付書や口座振替で納める方法（普通徴収）があります。

次の①か②の条件に該当する人は、4月の年金から保険料の納付が始まります。また、下段の③に該当する人は、6月または8月の年金から保険料の納付が始まります。

なお、②、③のいずれかに該当する人は、納付方法が自動的に変わりますので、変更手続きの必要はありません。（①に該当する人も手続きの必要はありません。）

① 平成25年2月の年金から保険料を納めた人

【納めていただく保険料額】

平成25年2月から納めていただいた保険料額と同じ額を仮徴収額として4・6・8月の年金からそれぞれ天引きで納めていただきます。

個別にはお知らせしませんので、昨年7月に送付した「後期高齢者医療保険料納入通知書」などで保険料額をご確認ください。

①

② ①以外の人で、平成24年4月2日から10月1日までの間に後期高齢者医療制度に加入し、次のア・イの両方に該当する人

ア 介護保険料を年金から納めている人

イ 後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計が、介護保険料を納めている年金額の2分の1を超えない人

【納めていただく保険料額】

平成24年度の年間保険料額を、1年間の年金支給回数である6回で割り、仮徴収額として4・6・8月の年金からそれぞれ天引きで納めていただきます。

※4月上旬に個別にお知らせします

②

■ 4月の年金から天引きが始まる人の保険料の納め方

	平成25年							平成26年
	2月	3月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
①に該当する人	年金から納付		平成25年2月と同額を年金から納付（仮徴収）					7月に確定した額から仮徴収した残りの額を年金から納付
②に該当する人	納付書または口座振替で納付		平成24年度の年間保険料額を年金支給回数（6回）で割り、年金から納付（仮徴収）				同上	

③ 平成24年10月2日から平成25年2月1日までの間に加入した人のうち、②のア・イの両方の要件に該当する人

・平成24年10月2日から12月1日の間に加入した人は、6月の年金から保険料の納付が始まります。

・平成24年12月2日から平成25年2月1日の間に加入した人は、8月の年金から保険料の納付が始まります。

【納めていただく保険料額】

該当となる人には、天引きの始まる時期と併せて個別にお知らせします。

③

■平成25年度の保険料■

確定保険料額は、7月にお知らせします。

確定した保険料額から仮徴収で納めていただいた額の残りを10・12・2月の年金から納付していただきます。

◆介護保険料・国民健康保険税◆

年金から天引きとなる人は、4月から納付が始まります。

また、7月には平成25年度の確定保険料（税）額をお知らせします。

●問い合わせ 税務課保険税係 ☎53-2111（内線223・224）